

「これからの文化財の保存と活用の在り方について」(諮問)  
諮問理由の概要

平成29年5月19日

- 現在まで守り伝えられてきた多様な文化財は、日本文化全体の豊かさの基盤。後の世代への確実な継承が必要。
- 一方で、社会状況の大きな変化により、文化財の継承の基盤であるコミュニティが脆弱化、地域の文化多様性の維持・発展が脅かされつつある
- しかしながら同時に、文化財が地域振興、観光振興などを通じて地方創生や地域経済活性化にも貢献することに着目し、その活用を一層推進することへの期待は増大

⇒文化財をいかにして確実に次世代に継承するか未来に先んじて必要な施策を講じること、これからの文化財行政の在り方についての包括的に検討することが必要

＜中心的な審議事項＞

(1) これからの時代にふさわしい文化財の保存と活用の方策の改善  
(具体的施策や制度改正についての検討)

- ・ 指定された文化財の保存と活用をより計画的に進めるための取組
- ・ 指定された文化財とその周辺地域の多様な文化財や取り巻く環境をも一体的にとらえた施策の一層の推進
- ・ 文化財を適切に保存管理しながら活用を図る専門的人材・組織など(文化財保護法の規定も文化財の活用の観点から見直し)

(2) 文化財の持つ潜在力を一層引き出すための文化財保護の新たな展開

- ・ 文化財の持つ力を社会に活かしながら保存を図る方策  
(文化財の復元、高精細レプリカの展示管理などの新たな科学技術との融合)
- ・ 美術館・博物館等の機能強化と基盤整備
- ・ 地域振興、観光振興との連携の方策

など

(3) 文化財を確実に継承するための環境整備

- ・ 文化財の保存のための技術・技能の伝承者養成と伝統的な技の価値の浸透
- ・ 文化財の保存に必要な用具や原材料等の確保方策

など

二十九庁財九十八号  
平成二十九年諮問第三十三号

文化審議会

左記事項について別紙理由を添えて諮問します。

平成二十九年五月十九日

文部科学大臣

松野 博一

記

一、別紙 これからの文化財の保存と活用の在り方について（一件）

別紙 これからの文化財の保存と活用の在り方について

(理由)

我が国には、地域の風土や生活、他国の文化との交流等を通じて育まれ、現在まで守り伝えられてきた多様な文化財がたくさん存在しており、この地域文化の厚みが日本文化全体の豊かさの基盤を成しています。地域のアイデンティティを確保し、地域のきずなを維持していく上で、長い歴史を経て育まれてきた地域文化の精華である文化財はその核となるものであり、後の世代に確実に継承していくことが必要です。

一方で、我が国の社会状況は大きく変化しています。政治、経済のグローバル化の進展や、過疎化や少子高齢化の進展等による地域社会の衰退が指摘されています。文化財は、人々が日常生活の中で守り、継承してきた貴重な資源ですが、その継承の基盤となるコミュニティ自体が脆弱化する中で、地域の文化多様性の維持・発展が脅かされつつある状況にあります。

しかしながら、同時に、文化財に求められる役割に対する期待はますます増大しています。文化財を保存し活用することは、心豊かな国民生活の実現に資することはもとより、個性あふれる地域づくりの礎ともなることから、近年は、地域振興、観光振興等を通じて地方創生や地域経済の活性化にも貢献することが期待されています。

このような社会状況の中、文化財をいかにして確実に次世代に継承していくかについて、未来に先んじて必要な施策を講じることが求められており、これからの文化財行政の在り方について包括的な検討を行うことが必要と考えます。

具体的には、以下の事項を中心に御審議をお願いします。

(一) これからの時代にふさわしい文化財の保存と活用の方策の改善

第一に、これからの時代にふさわしい文化財の保存と活用の方策の改善についてです。

文化財保護の意義と社会状況の変化を踏まえ、将来にわたり文化財保護を確固なものとするため、これまでの文化財の保護制度を再検討し、今後取り組むべき方策について整理することが必要です。

特に、指定された文化財の保存と活用をより計画的に進めるための取組、指定された文化財とその周辺地域の多様な文化財や取り巻く環境をも一体的に捉えた施策の一層の推進、文化財を適切に保存管理しながら活用を図る専門的人材等の育成・確保や組織の在り方など、具体的施策や制度改正について、御検討をお願いします。

(二) 文化財の持つ潜在力を一層引き出すための文化財保護の新たな展開

第二に、文化財の持つ潜在力を一層引き出すための文化財保護の新たな展開についてです。

地域の文化財は、その地域の魅力を引き出し、住民のみならず国内外の人々を惹(ひ)き付けることで、文化的、社会的、経済的な価値を生み出しています。文化財はこうした潜在力を持つ資源として貴重な国民的財産であり、これを公共のために大切に保存するとともに、できるだけこれを公開するなど、その文化的活用にも努めることが求められています。そのためには、社会全体が文化財の価値を理解し、愛着を深める取組について整理することが必要です。

特に、文化財の持つ力を社会に活(い)かしながら保存を図るための方策として、文化財の復元や高精細レプリカの展示・管理など新たな科学技術等との融合、美術館・博物館等の機能強化と基盤整備、地域振興、観光振興との連携の方策等について、これまでの手法にとらわれないことなく、幅広く御検討をお願いいたします。

(三) 文化財を確実に継承するための環境整備

第三に、文化財を確実に継承するための環境整備についてです。

文化財の保存のために欠かすことのできない保存技術や技能について、伝承者を養成するとともに、その伝統的な技の価値の浸透を図るため、これまでの施策を総括し、今後必要となる取組を整理することが必要です。また、文化財の保存に必要な用具や原材料等の確保方策などについても検討が必要です。文化財を確実に継承するための環境整備について、御検討をお願いいたします。

以上が、中心的に御審議をお願いしたい事項であります。この他にも、文化財全般にわたり必要な事項について、御検討をお願いいたします。

# これからの時代にふさわしい文化財の保存と活用の在り方について (文化財保護法改正に向けた検討)

H29.6.1第1回企画調査会(資料5)

- ・ 5月19日、これからの時代にふさわしい文化財の保存と活用の方策の改善等について諮問。
- ・ 6月1日、文化審議会に調査会を設置。以下の事項などについて検討開始  
⇒ **8月末に中間まとめ、11月までに取りまとめ、次期通常国会での法案提出を目指す**

## 文化財の一体的活用と地域振興に向けた制度改革

### 現状と課題

- ・ 個々の文化財を点として保存
- ・ 地域の文化財の一体的活用が不十分
- ・ 周遊ルート設定や解説整備など観光振興などとの連携、景観まちづくりとの連携等の円滑化
- ・ 公開活用の主体が手薄、所有者任せ
- ・ 持続可能な公開活用のノウハウ不足 等

### 目指す姿

地域の文化財に関わる民間・行政が共働できる枠組みを構築

- 民間事業者などが文化財活用に参画
- 地域振興、景観まちづくり等と連携した取組
- イベントや文化財のユニークな活用、保存活用の好循環など

⇒ 文化財の潜在力を引き出し、地方創生・観光振興等へつなぐ

### 必要な枠組みイメージ

#### 地域の関係者の連携促進

自治体、所有者、民間事業者等の連携の仕組み

#### 計画的・一体的な取組の推進

地域一体での文化財の活用や関係施策との連携

#### 各文化財の保存活用の取組強化

#### 民間の活力引き出し

- ・ VRや高精細レプリカなど新たな技術との融合促進 等

### 参考事例

兵庫県篠山市 歴史文化を活かしたまちづくり

- ・ 歴史文化基本構想の策定（H23）：未指定の文化財を含む全ての文化財を「歴史文化まちづくり資産」として位置づけ、積極的なまちづくりへの活用  
→ 資産を集落別に整理した「カルテ」作成  
→ 地域の協議会等によるまちづくり事業への助成 など
- ・ 古民家活用に取り組む民間団体（一般社団法人ノオト）  
→ 空き家と歴史文化を活かして集落や城下町を再生  
→ 関係自治体・金融・民間企業・地元新聞社などの地域資産活用協議会を組織

新たな制度を踏まえて文化財保護法の理念規定等も適宜見直し

## 文化財の一体的活用と地域振興に関する論点(例)

- 文化財の一体的活用と継承のため、地域の文化財に関わる民間・行政が共働できる制度的な枠組みについて以下の点をどのように考えるか
  - ・ どのような人材・組織の力を引き出していくべきか
  - ・ どのような人材・組織の関わりを強化していくべきか
  - ・ 市町村と都道府県、自治体と所有者との役割分担をどう考えるか
  - ・ 所有者以外の民間団体等に期待する役割をどう考えるか
  - ・ 連携できる体制づくりの制度化
  
- 文化財を核とした地域づくりに必要な制度的枠組みについて以下の点をどのように考えるか
  - ・ 指定・未指定に捉われない、地域の文化財の一体的な把握やストーリーづくりの制度的な推進方策(既存の施策や制度との関係を整理した上で望ましい制度設計が必要)
  - ・ 文化財や周辺環境の面的な整備や一体的な公開・活用など、地域の文化財一体のマネジメント方策
  - ・ 景観まちづくり・観光振興などの隣接分野との連携を深化させるための制度の在り方
  - ・ 文化財を核とした地域づくりの中心となるような民間事業者との協働を深化させる制度的な仕掛け
  - ・ 地域の取組に対する制度的・財政的な支援方策パッケージ
  
- こうした文化財行政を推進するための地方行政組織の在り方をどのように考えるか。
  
- 個々の文化財の保存や活用の取組強化について以下の点をどのように考えるか
  - ・ 文化財として指定された後の修理や管理、公開等の保存活用についての方針づくりの推進
  - ・ 所有者による保存活用に対して、所有者の負担や責務をどのように考えるか(所有権との関係に留意)。また、どのような形で支援強化を図ることが可能か
  - ・ 管理団体・管理責任者の役割や位置づけ
  - ・ 文化財の復元の在り方
  - ・ 本物と見分けのつかない程の高精細なレプリカの管理と活用
  - ・ 文化財の防犯・防災の在り方、き損等の防止のための措置、き損等における罰則の在り方
  
- 社会全体で取り組む持続可能な文化財の活用について以下の点をどのように考えるか
  - ・ 適切な周期での修理や維持管理を可能とするための寄附促進をはじめとする多様な資金調達など
  - ・ 文化財活用による経済的な価値を文化財保全に当てる取組推進
  - ・ 保存と活用の均衡や好循環の推進
 など

✓ 我が国の誇る「文化ストック」の継承・発展と創造により、社会的・公共的な価値と経済的価値を創出。文化芸術への投資を拡大しながら、より大きな経済波及効果も創出し、新たな経済的価値を文化芸術に再投資する社会を推進。

✓ 文化芸術の総合的な施策を推進しつつ、関係省庁の連携により「文化経済戦略(仮称)」を策定。夏までに検討の方向性を示し、年内とりまとめ。

文化GDPは1.8%と、他の主要国より低い。文化への投資は国・地方の経済波及効果が大きい

例) 瀬戸内国際芸術祭2016



来場者数 約104万人  
地域への経済波及効果 約140億円  
(事業費 約13.9億円)

(撮影:中村 晴)

## 「文化経済戦略(仮称)」の策定に向けて反映すべき重要施策

### (1)文化資源保存・活用の循環の仕組み創出

#### ○新たなシステムと体制の整備

- ・文化財保護制度を持続的活用の観点で見直し
- ・文化財活用のためのセンター機能の整備
- ・活用のための専門人材の育成・確保

#### ○伝統と先端技術の融合

- ・「クローン文化財」やVR等を活用した新事業創出



例) キトラ古墳壁画の精密復元  
常設・巡回が可能に

### (2)国・地方活性化への貢献

#### ○中核地域の整備・経済活性化

- ・省庁間・官民連携で文化財の保存・活用と経済の好循環の拠点を整備

例) 長崎市は、文化財(出島、教会、洋館群、産業遺産、…)と夜景など文化遺産を観光資源として総合整備



#### ○グッドプラクティス全国展開

- ・「上野の杜」をモデルに、博物館・美術館の多言語化、夜間運営(ミュージアムツーリズム化)
- ・国と地方のアーツカウンシル機能の連携・強化による文化芸術活動の広域化推進

### (3)国際発信の強化

#### ○戦略的な発信体制の整備

- ・国際発信と文化外交の一体的推進

例) 国際文化交流祭典、オリパラに向けた日本文化発信大イベント

#### ○双方向型文化交流

- ・若手芸術家の海外派遣等

#### ○コンテンツ活用によるブランド戦略、インバウンド拡大

- ・我が国が強みを持つ文化資源の積極活用  
例) メディアコンテンツ、伝統文化、食、ファッション
- ・フィルムセンター(東近美)の機能強化  
例) 多言語化などにより国際観光拠点化

### (4)文化政策推進のための基盤整備

- 高齢者や障害者、外国人を含むあらゆる人々が文化芸術活動に参加・接する機会を拡大
- 多元的・持続的なファンディングシステムを構築
- 新たな文化行政の総合展開のため、文化庁の機能強化と関係省庁との連携強化

H29~32年度を「文化政策の推進重点期間」として活動を強化(オリパラに向けた文化プログラムの実施も契機に、改革を加速)



## ① 取組の進捗状況

### 【国立館の多言語対応】

全館において、常設展・特別展含め、英・中・韓での展示室解説・キャプション、音声ガイドの対応を実施

### 【国立館の夜間開館】

平成28年9月～ **20時まで開館延長**（金・土）

平成29年度以降 **7～9月は21時まで開館延長**（金・土）

### 【ユニークベニユアの推進】

東京国立博物館における平成27年度実績 : 434件

## ② 課題

### ○ 情報発信の不足

- 美術館・博物館の楽しみ方をより深く知ってもらうため、観光庁や民間企業等と連携した、来館者の裾野を広げる文化的プログラムの更なる充実

## 観光庁や民間企業と連携した、美術館・博物館における文化財の活用を促進

### <新たな取組の方向性>

- ◎ **ミュージアム・ツアーなどのプログラムの企画・実施を推進、情報発信の強化**
  - ・**閉館後の解説付きプレミアムツアー**、ホテルコンシェルジュを対象としたトリップ・ツアーの実施
  - ・東京国立博物館における、**高精細複製による「新しい日本美術体験」実施予定**（7～9月）
  - ・**「ナイトミュージアム」の促進**  
→上野で蓄積されたノウハウを生かし、他の地域で**美術館・博物館の夜間開館と併せたコンサート、映画上映会等のイベントを実施**し、外国人を含めた新たな層を掘り起こし
  - ・日本政府観光局（JNTO）や民間旅行会社のウェブサイト等を活用した海外発信の推進

### ◎ **国宝・重要文化財の公開・活用に係るセンター機能の整備による国内外の人々が文化財にふれる機会を拡大**

- ・まとめて観ることの無い国宝・重要文化財を、鑑賞機会の少ない地域や海外での  
展覧促進
- ・全国に国指定文化財を活用した地域の企画に対する助言や共同実施
- ・**先端技術を活用した国指定文化財の高精細レプリカ・VRの作成・活用を促進**
- ・収蔵品等のアーカイブ化
- ・専門職チームを設置し、上記を対応



- ◎ **美術館・博物館を中心とする地域一帯の地域活性化**
  - ・文化財と地域の歴史・食・祭りとのコラボ、参加型・体験型プログラム実施、多言語化等の支援による美術館・博物館の集積地区の形成
- ◎ **文化財の修理・保存・活用の循環**
  - ・「修理・保存」から「公開」までの**一体的な取組**を支援

修理前



修理後



損傷劣化が激しく、  
保存修理後、東京  
国立博物館におい  
て公開

**唐招提寺展**  
【東京国立博物館】  
通常の2倍以上の約40万人  
が来場



国宝 乾漆盧舎那仏坐像（金堂安置）【宗教法人唐招提寺】



## 経済財政運営と改革の基本方針 2017～人材への投資を通じた生産性向上～（抄）

平成 29 年 6 月 9 日閣議決定

### 第 2 章 成長と分配の好循環の拡大と中長期の発展に向けた重点課題

#### 2. 成長戦略の加速等

##### （5）新たな有望成長市場の創出・拡大

##### ① 文化芸術立国

「文化経済戦略（仮称）」を策定し稼ぐ文化への展開を推進するとともに、政策の総合的推進など新たな政策ニーズ対応のための文化庁の機能強化等を図る。2020 年までを文化政策推進重点期間として位置付け、文化による国家ブランド戦略の構築と文化産業の経済規模（文化 GDP）の拡大に向け取組を推進する。文化芸術活動に対する効果的な支援や子供の体験・学習機会の確保、人材の育成、障害者の文化芸術活動の推進、文化プログラムやジャポニスム 2018 等の機会を捉えた魅力ある日本文化の発信を進めるとともに、国立文化施設の機能強化、文化財公開・活用に係るセンター機能の整備等による文化財の保存・活用・継承、デジタルアーカイブの構築を図る。

## 未来投資戦略 2017—Society 5.0 の実現に向けた改革—（抄）

平成 29 年 6 月 9 日閣議決定

### 第 1 ポイント

#### Ⅲ. 地域経済好循環システムの構築

（中堅・中小企業、サービス産業、農林水産業、観光・スポーツ・文化芸術）

実現のために必要となる主要項目

地域の面的活性化、圏域全体への波及

（主な取組）

＜観光・スポーツ・文化芸術＞

- ・赤坂・京都迎賓館や桂離宮を含め、魅力ある公的施設・インフラの大胆な公開・開放、2020 年までに全国 200 地域での古民家等の再生・活用、8 つの国立公園を中心とした国立公園のブランド化、伝統芸能やスポーツイベント等の多言語化や夜間開催など、観光資源の魅力を高める取組を推進する。
- ・文化財の更なる公開・活用を促進するため、文化財所有者・管理者からの相談への一元的な対応等を行うセンター機能の整備に取り組むとともに、文化財保護制度について持続的活用の観点から見直しを進める。

## 第2 具体的施策

### Ⅲ 地域経済好循環システムの構築

#### 3. 観光・スポーツ・文化芸術

##### (2) 新たに講ずべき具体的施策

###### i) 観光

###### ① 観光資源の魅力を高め、地方創生の礎に

###### イ) 文化財の観光資源としての開花

・文化財単体ではなく地域の文化財を一体とした面的整備やネイティブの専門人材を活用した多言語解説などの取組を1,000事業程度実施し、日本遺産をはじめ文化財を中核とする観光拠点を200拠点程度整備する。優良な取組を実施する観光拠点形成のモデルとして、4か所の地域を重点支援する。さらに、VR技術の活用、地方における国宝等の展覧促進によるその保存・活用ノウハウの地方への蓄積、文化財修理の入札など手続の改善を行う。

###### キ) 新たな観光資源の開拓

・「楽しい国 日本」という新たなブランドの確立に向け、ナイトエンターテインメント、伝統芸能等の新しい外国人向けコンテンツの開発、演劇、スポーツイベント等の多言語化、外国人枠の設定、夜間開催等の受入体制整備を進めるとともに、これらのコンテンツのSNSも活用した情報発信強化のための官民検討会を立ち上げる。また、国立の美術館・博物館について、参加・体験型教育プログラムの充実、多言語化、開館時間の延長等を促進する。

###### iii) 文化芸術資源を活用した経済活性化

###### ① 文化芸術資源の活用の更なる促進に向けた体制・制度の整備

・文化芸術資源を活用した新たな需要やイノベーションの創出のため、学芸員の質的向上や高度プロデューサー人材等の育成をはじめ、多様な人材の戦略的な育成・確保を図る。

・文化財の更なる公開・活用を促進するため、地方公共団体、博物館・美術館等の文化財所有者・管理者の相談への一元的な対応や情報発信を行う文化財公開・活用に係るセンター機能の整備に取り組むとともに、文化財保護制度について持続的活用の観点から見直しを進める。文化財の適切な周期での修理・整備・美装化及び防災・防犯に取り組むとともに、ユニークベニューや多言語解説等の優良事例の普及や、VRや「クローン文化財」（高精度な文化財の複製）の技術等を活用した公開を促進するための検討を行う。

###### ② 文化芸術資源を核とした地域活性化・ブランド力向上

・「上野文化の杜」等をモデルとして、文化クラスター（文化集積地区）創出に向けた地域文化資源の面的・一体的整備を関係省庁が連携して集中的に支援する。文化芸術に対する国・地方の支援策への専門家による助言・審査・評価等（アーツカウンシル機能）の連携・強化、日本遺産のブランド力向上に取り組むとともに、文化施設の多言語対応や夜間開館等の推進に向けたマネジメント改革等を促すガイドラインを本年度中に策定する。

Ⅲ. 各分野の施策の推進

1. 地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする

- ①一次産品や観光資源、文化・スポーツ資源など地域資源・地域特性を活用した「しごと」づくり

【具体的取組】

◎多様な地域の文化資源等を活用した観光の振興

・核となる文化財の適切な周期での修理・整備・美装化、美術館や博物館における参加・体験型教育プログラム等への支援、ユニークベニユー等の優良事例普及等について引き続き取り組むとともに、日本遺産のブランド力向上や日本遺産認定地域の質の向上等を促進し、平成 32 年までに文化財を中核とする観光拠点を 200 箇所程度整備する（平成 29 年 4 月末日時点で日本遺産と歴史文化基本構想を合わせて 111 箇所）。